

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果（公表）

令和 2 年 2 月 29 日 公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	○		法令の定める基準以上のスペースを獲得しています。	今後も適切な定員とスペースの確保に努めます。
	2	○		法令の定める配置基準を上回る適切な人員を配置できています。	今後も配置基準を満たし、有資格者も基準以上の配置を行って参ります。
	3	○		現在、車椅子を利用する児童の受け入れはありません。学習と活動に部屋を分け、児童にも分かりやすく過ごしやすい環境設定に配慮しています。	今後必要に応じてバリアフリーかの検討を行って参ります。
	4	○		定期的にミーティングやリフレクション会議を開催し、職員間の情報交換・共有、振り返りを行っています。	今後も定期的に全職員で業務改善について検討し、また型式に拘らず、何かあった時は、その都度話し合いが出来るよう働きかけていきたいと思ひます。
業務改善	5	○		年に一回アンケートを配布し、全職員で共有、ご意見への検討を行い、業務の改善に努めています。	今回も頂いたアンケートをふまえ、保護者様のご意見やご意向を把握し教務改善を行い、保護者様が相談しやすい関係作りに努めます。
	6	○		自己評価の結果は、公式 Web サイトで公開しています。	今後も Web サイトにて公開を行って参ります。
	7		○	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については、今後課題として検討して参ります。
	8	○		年度初めに職員研修の計画を策定し、1～2ヶ月に1回の頻度で研修を行い、職員の質の向上に努めています。	今後も定期的、或いは必要に応じて事業所内研修、行政主催の研修等にも積極的に参加して研鑽に努めます。
適切な支援の提供	9	○		定期的なアセスメントだけでなく、児童の成長に合わせ、客観的視点で適切に実施、児童の状態や保護者様のご意向を踏まえて作成しています。	今後も保護者様のご意向を踏まえた支援計画を作成し、日々児童や保護者様との関わりの中で、ニーズや課題を意識しながら課題を検討していきます。
	10	○		事業所で作成し、標準化された共通アセスメントツールを使用し、児童の適応行動状況を把握しています。	今後も継続して適切なアセスメントに努めます。
	11	○		活動内容は職員間で話し合い、立案することが出来ています。	今後も活動プログラムは随時チームで立案し、役割分担も決め、協力しながら行っていきます。
	12	○		季節ごとの製作や行事を取り入れ、プログラムが固定化されないように工夫しています。	今後も児童が意欲的に取り組める活動内容になるよう、職員間で話し合い検討を重ねて参ります。
	13	○		平日、休日、長期休暇に応じて、活動をきめ細やかに設定して支援している	今後は児童の要望も取り入れ、平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな課題を設定していきます。
	14	○		児童の課題に応じた個別活動と集団活動を適切に組み合わせたサービス計画を作成しています。	今後も適切に個別と集団のそれぞれの活動を組み合わせて、計画を立案して参ります。
	15	○		朝礼時にミーティング・申し送りを行い、支援内容や役割分担、児童の最近の様子等について情報交換を行っています。	今後も継続し、ミーティングに参加できない職員には、職員連絡ノートを活用し、情報共有の徹底を行って参ります。
	16	○		支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	情報共有で成果に繋がらぬことや支援に工夫が必要な点を話し合い、次の支援に繋げていきます。
	17	○		日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	今後も継続して記録の記載を徹底し、より良い支援に繋がります。
	18	○		定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	必要に応じ、期間を問わずモニタリングを行い計画の見直しを行います。
	19	○		ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせることで支援を行っている	今後も基本活動を複数組み合わせ、より良い支援を目指して参ります。
	20	○		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	今後も児発管が参加し、支援に活かして参ります。
	21	○		学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている	必要情報共有できる連携体制を整え、児童の変化や学校の下校時間の予定、送迎時間の変更等を共有・確認しています。
	22		○	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	医療的ケアが必要な児童については完全なケアができる体制確立は完了していません。
	23	○		就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	児童が利用していた教育機関や支援事業所とは、担当者会議等で綿密に情報共有を行い、相互理解に努めています。
	24		○	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	現在までに該当する児童がいない為、情報提供には至っていません。
	25	○		児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	専門機関と連携し情報交換を行い、助言を受けており、児童が併用している他事業所とも意見交換ができるよう連携を図っています。
	26		○	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がない子どもと活動する機会がある	現時点では事業所発信の交流の機会は企画できていません。
	27	○		(地域自立支援) 協議会等へ積極的に参加している	地域の協議会へは積極的に参加しています。
28	○		日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	連絡帳等を通して支援内容や活動の様子を伝えています。また送迎時にも児童の様子をお伝えし、共通理解が持てるよう努めています。	
29	○		保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	保護者様から児童の成長の悩みや、関わり方についてご相談を受けた際、丁寧に行っています。	
関係機関や保護者との連携	30	○		運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	契約時に丁寧な説明を行い、内容の変更があった際にも保護者様に安心して頂けるよう丁寧な説明を視付けています。
	31	○		保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	保護者様からのご相談やお悩みに対して、内容を十分に把握し、色々な視点から適切なアドバイスや助言が出来るように心掛けています。保護者様のお気持ちに寄り添う助言を行い、支援に繋がっています。
	32		○	父母の会の活動を支援したり、保護者同士の連携を支援している	本年度は父母の会を開催する機会を持つことができませんでした。
	33	○		子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	苦情窓口と責任者を設置し、また、ご意見箱の設置も行い、契約時にもご案内しております。苦情があった場合はすぐ職員で共有と話し合いを行い、迅速に対応しています。
	34	○		定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	公式 Web サイトのブログでは月 1 回事業所の様子をお伝えし、LINE@ で更新は告知し、また年 4 回季刊誌を発行しています。
	35	○		個人情報に十分注意している	個人情報記載された書類の廃棄はシュレッダーを利用し、個人情報ファイルは鍵付きのキャビネットにて保管管理しています。写真掲載等、個人情報に関する場合毎回保護者様に確認文章を配布し、同意を得ています。職員には入社時に秘密保持誓約書を交わし細心の注意を払っています。
	36	○		障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	児童の特性や状況に合わせて十分に配慮した情報伝達を行っています。また保護者様には専門用語を使わず丁寧に分かりやすく伝えるよう心掛けています。
37		○	事業所の行事に地域住民を招く等定期的に地域に開かれた事業運営を図っている	不定期に地域の催し物をご招待していませんが、地域住民にも参加する企画を行うまでに至りませんでした。	
非常時の対応	38	○		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	事業所内にマニュアルや対策を掲示し、保護者様にもお伝えしています。また年間計画を立て訓練を行っています。
	39	○		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	年度初めに年間計画を立て、定期的に児童も参加して避難訓練を行っています。
	40	○		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	外部の研修にも参加し、事業所内においても虐待研修を行い、共通理解を行っています。
	41	○		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	現時点で該当者はいませんが、利用契約書には身体拘束の禁止が記載されており、生命又は身体を保護するためにやむを得ず身体拘束を行う場合はあらかじめ文書により保護者様の同意を得ることとしています。
	42	○		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき対応がされている	食物アレルギーについては、契約時、保護者様から十分に聞き取りを行い、一覧表を作成し、全職員で周知徹底に努めています。
	43	○		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	ヒヤリハット報告書を作成し、事例はファイルで保管し、前例を周知し、再発防止に繋がっています。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。